

令和7年11月11日

貨物運送事業者に対する事業停止処分等について

下記事業者に対して、令和7年1月15日及び令和7年3月6日に一般監査を実施したところ、過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかったことなど、6項目の違反が判明し、事業停止処分等に該当する内容であったため、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分年月日
令和7年11月6日
2. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所
事業者名：株式会社 昭英物流
住 所：宮城県東諸県郡国富町大字宮王丸670番地
営 業 所：鹿児島営業所（鹿児島県霧島市溝辺町崎森字西原2791-1）
3. 監査端緒
貨物自動車運送適正化事業実施機関からの情報により監査を実施。
4. 行政処分等の内容
 - ①事業停止処分（鹿児島営業所に所属する全ての事業用自動車の使用停止）
令和7年11月11日から令和7年12月10日まで【30日間】
 - ②事業用自動車の使用停止処分
令和7年12月11日から令和7年12月25日まで【2両×15日間】
 - ③文書警告
 - ④輸送の安全確保命令
5. 違反行為及び違反条項
 - ①勤務時間等の基準の遵守違反
（貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項違反）
 - ②勤務時間等の基準なお書き違反
（貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項違反）
 - ③点呼の実施義務違反
（貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項違反）
 - ④点呼の記載事項等義務違反
（貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項違反）

⑤運行指示書に係る携行義務違反

(貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項～第3項違反)

⑥運転者等台帳の記載事項等義務違反

(貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項違反)

6. 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数

- ・当該行政処分により付された違反点数 33点
- ・当該事業者に付された累積違反点数 33点

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：岡田、日置（ひおき）

電話：092-472-2529

